

みのんだ だより 5月号 VOL. 177+178

医療法人方佑会 植木病院
2026年5月1日発行

介護が必要になったらどうすればいいの？ 在宅診療を受けるには

在宅医療部・訪問看護ステーション
蒲田和子 Kazuko Kamata



元気なうちはご自身で通院することができますが、もし、通院するのも大変になってきたらどうすればいいのでしょうか？

そんな時は『在宅診療』という制度があります。この『在宅診療』は、医師が直接ご自宅に伺って診察を行うもので、『在宅診療』を行っている病院やクリニックは年々増えています。では、『在宅診療』とは具体的にどのような仕組みなのか、今回は Q&A 形式で分かりやすく解説いたします。

Q どんな人が受けられますか？

通院が困難な方が対象です。要介護認定を受けていなくても、「ひとりで歩けない」「認知症があって外出が難しい」などの理由で通院できないと医師が判断した場合、受けることができます。

Q どのくらいの頻度で訪問してもらえますか？

通常は月 1～2 回の定期訪問が平均的ですが、末期がんや気管切開をされている方など、お身体の状態に応じて週 1 回以上の頻回な訪問も可能です。また、当院では 24 時間 365 日緊急対応の体制を整えております。夜間や休日の急な発熱など、体調の変化があった際も迅速に対応いたしますのでご安心ください。



図 訪問診療のできること

在宅医療部 訪問看護ステーション

お家に帰ろうー
安心できるご自宅へ。
温かい医療をお届けします。



[お問い合わせ先]

072-257-0106

堺市北区中百舌鳥町 1 丁 8 の 1

平日 9:00～17:00

緊急対応：24 時間 365 日



Q 費用はどれくらいかかりますか？

1 割負担の方の場合、月 2 回の定期訪問で 6,000 円程度になります。外来通院と比べると高く感じられるかもしれませんが、「24 時間 365 日対応の管理料」がこの中に含まれています。

Q どこに相談すればいいですか？

かかりつけの医師やケアマネジャー、訪問看護師にご相談ください。また、当院外来受診時のご相談やお電話での直接のご相談も受け付けております。まずはお気軽にお声がけください。

Q どんな医療を受けられますか？

問診や聴診の日常的な診療、お薬の処方に加え、必要に応じて、採血・検尿・心電図・超音波検査などをご自宅で受けられます。また、当院は、24 時間の点滴や胃ろうによる栄養管理が必要な方、在宅酸素や気管切開で気管にチューブが入っている方、おしこの管を留置している方など、医療処置・管理が必要な方にも対応しています。さらに、がん末期の緩和ケアや「最期まで自宅で過ごしたい」という方のサポートも行っています。「入院中だけど最期は自宅で過ごしたい」という方のお看取りも積極的に受け入れています。

「住み慣れた自宅で過ごしたい」という願いを叶えるために、現在 5 名の医師と 7 名の看護師が日々地域を回っています。（訪問範囲は当院から車で 15～30 分圏内を目安としておりますが、それ以外の地域についても随時ご相談ください。）

在宅診療に関するお問い合わせは随時受け付けております。
お電話での相談も承っておりますので、どうぞお気軽にお問い合わせください。

40 UEKI HOSPITAL
YEARS ANNIVERSARY

介護保険のしくみ

植木ケアプランセンター
寺田恵里子 Eriko Tearada

「介護保険制度」とは、老後の介護に対する不安を解消し、介護を必要とする人の自立支援や、介護者の負担軽減を図るなど、介護を社会全体で支えていくことをねらいとして創設された制度です。介護を必要とする人の心身の状態に応じ、自立した日常生活を支援する観点から作成されるケアプランに基づき、必要な介護サービスが提供されます。「自立」とは身体的な自立だけでなく、自分のことを自分で選ぶ・決めるなどの精神的な自立も大切です¹⁾、としています。持てる能力を最大限に活かし、できることは自分でを行い、困難な部分は介護サービスで補いながら、自立した日常生活を送りましょう。

● 介護保険の仕組み

介護保険制度は、40 歳以上の方が互いに保険料を出し合い、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みです。財源は、皆さまからいただく保険料が 50%、公費（国や自治体の税金）が 50%で構成されています。

1 制度の運営と対象者

運営の主体は市区町村（保険者）です。対象となる被保険者は、年齢によって次の 2 つのグループに分けられます。

■ 第 1 号被保険者（65 歳以上）

原因を問わず、日常生活で支援や介護が必要になった際にサービスを利用できます。

■ 第 2 号被保険者（40 歳～64 歳）

若年性認知症や末期がんなど、加齢に伴う 16 種類の特定期間が原因で介護が必要になった場合に限り、利用可能です。

2 サービス利用の「窓口」と「費用」

介護が必要だと感じたら、まずは市区町村の介護保険窓口や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）へご相談ください。

サービスを利用した際の自己負担は、原則として 1 割です（所得によっては 2～3 割）。例えば、1 万円分のサービスを利用した場合、窓口でのお支払いは 1,000 円程度で済みます。このように、少ない負担で必要な支援を受けられるのがこの制度の大きなメリットです。

3 サービスを利用するまでの 5 つのステップ

サービスを利用する前に、まずは「どのくらいの介護が必要な状態か」を確認するプロセスが必要です。

申請

市区町村の窓口で申請します（ご家族やケアマネジャーなどによる代行も可能）
申請時には主治医（かかりつけ医）の情報（名前の記載）が必要です

認定調査

調査員がご自宅や入院先の病院などを訪問し、ご本人の心身の状態を確認します

審査・判定

調査結果と主治医の意見書をもとに、コンピュータ判定と専門家による審査が行われます

介護度決定（認定結果の通知）

審査に基づき「要支援1・2」「要介護1～5」または「非該当」のいずれかが決定し、通知されます

ケアプランの作成

ケアマネジャーと相談し、心身の状態に合わせ、どのようなサービスを週何回利用するかなどといった計画書（ケアプラン）を作成します

介護保険は、申請して初めて動き出す制度です。「まだ早いかな？」とためらう必要はありません。相談窓口はいつでも開かれています。制度や仕組みを正しく知ることは、ご本人はもちろん、ご家族の心と体のゆとりを守ることに繋がります。まずはお気軽にご相談ください。



相談受付

植木ケアプランセンター
072-257-0100
堺市北区黒土町 3002 番地 4 の 2

参考

介護保険制度について
／堺市ホームページ



【4月号から6回連載】

前号から、シリーズ企画『介護が必要になった時のために知っておきたいこと』が始まりました。介護保険の仕組みや認定の手順、利用できるサービスなど、いざという時に役立つ情報を分かりやすくご紹介していきます。

引用

1) 令和 7 年度版 ともにはぐくむ「介護保険」パンフレット /堺市
https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/kaigo/kaigo-system/R6_kaihoanhu.files/R07_pamphall.pdf